

女王之所都

卑弥呼はどこにいたか

2025.9.27 橘高 修

Ⅰ 倭人伝行程文の限界

千余里

狗邪韓国→對海国間：
始度一海千餘里至對海国
對海国→一大国間：
又南渡一海千餘里名曰瀚海
至一大国
一大國→末盧国間：
又渡一海千餘里至末盧国
女王国の東海岸→倭種の国：
女王国東渡海千余里
復有国皆倭種



千余里は正確か

正確であれば

- 狗邪韓国→對海国間
- 對海国→一大国間
- 一大國→末盧国間
- 女王国の東海岸→倭種の国

上記の四区間の距離は
ほぼ同じということになる。

正確でなければ

倭人伝の記述から
女王国の場所を
特定することはできない。

距離表示が正確だとしても 末盧国の場所はわからない

- 対馬→壱岐を千余里とすると壱岐から同距離の末盧国は呼子や唐津では近すぎる。

(ウィキペディアでは)

東松浦半島北端にあり、韓と魏と志倭と整合性・存在する。壱岐の巨済島との間約73キロ、約75キロ、約93キロ、それぞれ、壱岐、現・福岡市、宗像市、北端にあり、韓と魏と志倭と整合性・存在する。壱岐の巨済島との間約73キロ、約75キロ、約93キロ、それぞれ、壱岐、現・福岡市、宗像市、



【特定できない比定地】

【末盧国は唐津か】

又渡一海千餘里至末盧國

方向が示されていないので、壱岐島から海を渡って「千余里」の地点にあるどこかの港に到着したことになる。

【伊都国は糸島か】

東南陸行五百里到伊都國

（東南方向に五百里陸行して伊都国に至る）

現在の地名**糸島**が「**伊都国**」と似ていることと、**弥生時代の遺跡が集中していること**を根拠に伊都国＝糸島郡と比定する研究者が多い。

倭人伝行程文の限界

末盧国の場所がわからないということは、
伊都国以下の確定が難しいということ。

Ⅱ 複数回にわたる 帯方郡使の訪問

「東南陸行五百里到伊都國 官曰爾支 副曰泄
謨觚柄渠觚 中略 世有王 皆統屬女王國
郡使往来常所駐」

（拙訳：東南に五百里陸行すると伊都国に到達する。 中略 （伊都国には）代々王がいたが、皆女王国を統属していた。）

帯方郡からの使者が往来するときには
常に滞在する場所である。

帶方郡使は 伊都国までは何度も来ている

女王国より北には、特に一大率を置いて
検察している。諸国はこれを畏憚している。

(一大率は)常に伊都国を治めている。

魏における刺史のような役職である。

倭国王が使者を魏の都や帶方郡、諸韓国に派遣する時、及び

帶方郡の使者が倭国へやって来た時には、

皆 港で(一大率に)検査される。

文書や授けられた贈り物を女王のもとへ伝送するが、
直接届けることはできない。

Ⅲ 二分される行程文

- ①帶方郡→狗邪韓國 : 循海岸水行歷韓國乍南乍東到其北岸
狗邪韓國七千餘里
- ②狗邪韓國→對海國間 : 始度一海千餘里至對海國
- ③對海國→一大國間 : 又南渡一海千餘里名曰瀚海至一大國
- ④一大國→末盧國間 : 又渡一海千餘里至末盧國
- ⑤末盧國→伊都國 : 東南陸行五百里到伊都國
- ⑥伊都國→奴國 : 東南至奴國百里
- ⑦奴國→不彌國 : 東行至不彌國百里
- ⑧不彌國→投馬國 : 南至投馬國水行二十日
- ⑨投馬國→邪馬壹國 : 南至邪馬壹國女王之所都
水行十日陸行一月

里数と日数による距離表示

①～⑦は里数による距離表示

⑧、⑨は日数による距離表示



行程文の距離表示は二分されている

倭人は里程を知らなかった

『隋書』倭国伝の証言

魏時、夷人不知里数但計以日

（魏の時代には、東夷の倭人は里数を知らずに移動距離を日数で計っていた。）

倭人伝：日数での距離表示

南至投馬國水行二十日、
南至邪馬壹國 女王之所都
水行十日陸行一月

（南方向に水行して二十日で投馬國に到着する。さらに南に水行十日陸行一月で邪馬壹國にいたるが、そこには女王がいて倭国の都である。）

日数での距離表示は 倭人からの伝聞

倭人伝において里数で記されている部分は帯方郡使が実際に訪れた場所で自らの足で里程を確認しているが、

行程ばかりではなく、戸数の「投馬国**可**五万余戸」、「邪馬台国**可**七万余戸」（**可**は推量）も同様に**倭人からの伝聞**であろう。

日数で記されている投馬国と邪馬台国までの行程は倭人からの伝聞であると解釈することができる。

帯方郡使が実際に確認した上で記した里程表示と戸数、投馬国及び邪馬台国までの日数表示と戸数、両者の間には情報源の大きな違いがあると考えざるをえない。

IV 「自女王国以北」

重要な「自女王国以北」の記述

女王国以北の国々

自女王国以北

其戸数道里

可得略載

其余旁国

遠絶不可得詳

（ここに記された
女王国は「女王之所都」）

戸数と道里が略載さ
れている国は、

**対海国、一大国、
末盧国、伊都国、
奴国、不弥国、
投馬国**

「自女王国以北」

魏志倭人伝

「自女王国以北 其戸数道里
可得略載 其余旁国 遠絶不
可得詳」

(略載された七か国)

对海国、一大国、末盧国、伊
都国、奴国、不弥国、投馬国

(其余旁国)

国名だけ記された21か国

北部九州の地図



「自女王国以北」

魏志倭人伝

「自女王国以北 其戸数道里
可得略載 其余旁国 遠絶不
可得詳」

(略載された七か国)

对海国、一大国、末盧国、伊
都国、奴国、不弥国、投馬国

(其余旁国)

国名だけ記された21か国

近畿地方の地図



卑弥呼がいた場所は大和ではない

卑弥呼がいた場所を大和とすると、
「自女王国以北」にあると記されている
末盧国、伊都国、奴国、不弥国などは
京都辺りにあることになる。

京都の北部若狭湾を北方にすすんでも壱岐や対馬はない。



卑弥呼がいた場所は大和ではない。

V 鯨面文身



鯨面文身

魏志倭人伝の記述

「男子無大小皆鯨面文身」

「男子は大小となく皆黥面文身す。

中略

髪水身やり、
断の文や異あ
倭、後々、あ
れ今え。各し差
ら。捕つ身に卑
ぜくを厭文右尊
封避蛤をのほ、
にを魚禽国いに
稽害て水諸る小
会のし・。あは
龍没魚すしい
子蛟沈大なる
のででと左あ
康以ん以りはに
少、好た飾い大
后身、まてるは
夏文人し以あいり。

古事記の記述

「鯨ける利目」

神は武天皇の段、大和の伊須余理比売
は初めて米命の命と言った。

「**黥くは目の周辺に入墨をすること。**
利目は鋭い目」（岩波版注）

比 理 余 が 気 取 っ た 伊 須 見 育 っ 目 利 生 地 盆 和 大
 ない 余 が 気 取 っ た 伊 須 見 育 っ 目 利 生 地 盆 和 大
 ない 余 が 気 取 っ た 伊 須 見 育 っ 目 利 生 地 盆 和 大

大和盆地周辺では顔に入れ墨をする習
慣がなかったということに他ならない。

古事記（神武記）に記された、「黥ける利目」を見たことがなかった、という伊須気余理比売のことと、魏志倭人伝や魏略に男子は皆黥面文身していると記されていることを合わせると、

女王国が大和盆地でないことは明らか

「黥ける利目」の大久米命は九州から神武天皇に従っていたことを前提としている説話なので、

女王国が九州島内に存在したことの傍証

本日のまとめ

(六つの論点)

- ①倭人伝に記された里程は千余里≡約 1 0 0 k m
- ②倭人伝の記述だけでは九州島への上陸地である末盧国の場所は不明
- ③帯方郡の使者は何度も女王国を訪れている。
- ④倭人伝に記された距離の里数表示は帯方郡使の計測
日数表示は倭人からの倭人からの伝聞
- ⑤卑弥呼がいた場所を大和とすると、「自女王国以北」は京都府などになり、場所が確定している対馬や壱岐はない。
- ⑥大和の人は「鯨ける利目」（鯨面）を知らなかった。

「女王の都する所」が、
九州島内のどこにあったのかを特定することはできないが、
大和でないことは説明することができた。

古代史セミナーにご参加ください。

